

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第1日（令和5年6月19日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第34号 令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について

議案第35号 土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について

議案第39号 財産の取得について

日程第4 陳情の付託

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

な し

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主 幹  | 北村 豊 君  |
| 主 事    | 江口 愛 君  |      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                         |         |                                    |         |
|-------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副 市 長        | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長                  | 井上 美樹 君 |
| 税 務 課 長 兼<br>固定資産評価員    | 谷崎 清 君  | 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危 機 管 理 課 長                        | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長               | 中村 浩司 君 |
| 健 康 推 進 課 長             | 竹池 亮 君  | 福 祉 事 務 所 長                        | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                  | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長             | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じ ん け ん 課 長                        | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                              | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長補佐               | 池 正澄 君  | 生 涯 学 習 課 長                        | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                                    |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前11時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この

際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 弘田 条君。

(議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇)

○議会運営委員会委員長(弘田 条君) おはようございます。

ただいま議題となっております6月会議の審議期間につきましては、6月12日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から7月6日までの18日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、26日には議案に対する質疑及び一般質問、翌27日及び28日は一般質問を行います。

29日は予算決算常任委員会及び議会運営委員会を開催。

7月3日は総務文教常任委員会を開催。

最終日、7月6日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長(細川博史君) お諮りいたします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から7月6日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって6月会議の審議期間は、本日から7月6日までの18日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番弘田条君、4番武政健三君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 早川 聡君登壇)

○議会事務局長(早川 聡君) おはようございます。

3月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は1回開催し、台風2号の影響による大雨の災害対策本部について報告を受けました。

また、産業厚生常任委員会は3回開催し、4月25日には土佐清水市地場産品販売施設の行政視察を行いました。

議会運営委員会は5回開催し、6月12日には6月会議の日程等について協議を行いました。議会だより編集委員会は2回開催し、5月1日に議会だより第125号を発行いたしました。また、全員協議会は1回開催し、議会報告会について協議を行いました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

3月26日、土佐清水市観光開き式典が開催され、議長が出席。

3月29日、令和4年度高知縣市町村振興協会第3回評議員会が高知市で開催され、議長が出席。

3月30日、一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会社員総会に議長が出席。

4月2日、土佐清水市立竜串福祉センター落成式典が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

4月4日、第142回高知縣市議会議長会定期総会が高知市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

4月16日、津呂部消防屯所新築に伴う竣工式が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

4月25日、土佐清水市身体障害者連盟総会が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

4月26日、道の駅めじかの里土佐清水（地場産品販売施設）プレオープン及び4月29日、オープニングセレモニーが開催され、議長が出席。

5月15日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会及び道路整備促進高知県大会が高知市で開催され、議長が出席。

5月16日、土佐清水市姉妹都市友好協会定期総会が開催され、議長が出席。

5月17日、宿毛市議会正副議長が就任挨拶のため来局。

5月18日、黒潮町議会正副議長が就任挨拶のため来局。

5月22日、三原村議会正副議長が就任挨拶のため来局。

5月30日、四国西南地域道路整備促進協議会総会が愛南町で開催され、議長が出席。

6月7日、令和5年度高知縣市町村振興協会第2回評議員会が高知市で開催され、議長が出席。

6月8日、第85回四国市議会議長会定期総会が松山市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

6月14日、全国市議会議長会第99回定期総会が東京都で開催され、議長が出席し、委員長代理として地方行政委員会報告を行いました。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

さきに申し上げました、4月4日開催の第142回高知縣市議会議長会定期総会及び6月8日開催の第85回四国市議会議長会定期総会に副議長が派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

6月会議に提出されております案件は、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第39号「財産の取得について」までの議案6件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、人事異動についてであります。既に御承知のことと思っておりますが、本年3月末で中嶋由美議会事務局長補佐兼庶務係長事務取扱が退職をされ、4月1日付の人事異動により、その後任として、会計課から、坂本久恵議会事務局長補佐兼庶務係長事務取扱が配属となりましたので、改めて御報告申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（細川博史君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第39号「財産の取得について」までの議案6件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇）

○市長職務代理者 副市長（磯脇堂三君） おはようございます。

本日ここに、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を述べますとともに、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願いいたします。

まず、泥谷市長でございますけれども、不在で第3回目の会議を開催することになり、各議員はじめ市民の皆様には、大変申し訳なく存じております。管理職はじめ職員の協力を得て、職務代理を務めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

なお、泥谷市長は、8月完全復帰に向け治療を継続しておりますので、あわせて御理解願います。

それでは初めに、6月2日の大雨について御報告申し上げます。

6月1日から3日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、前線に向かって大型の台風2号周辺の温かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨とな

りました。

本市においては、2日の朝にかけて発達した雨雲がかかり始め、線状降水帯が発生し、三崎では6月観測史上最大の1時間93ミリの猛烈な雨が降り、午前10時20分までの3時間雨量は、観測史上最大の213.5ミリを記録いたしました。

市では、気象庁発表の洪水警報を受け、午前7時23分、危機管理課体制とし、その後に発表された大雨警報及び土砂災害警戒情報により、午前8時30分には災害対策本部を設置いたしました。本部設置後は、直ちに下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区に警戒レベル4の避難指示、半島地区及び市街地地区に高齢者避難指示を発令し、中央公民館や各市民センター、防災コミュニティセンター等の市内10か所への避難所を開設し、最大20世帯23名の方が避難されました。午後6時50分に災害対策本部を解散いたしましたが、その後も危機管理課を中心に、国や消防団等の関係機関と連携しながら、被害状況の把握や警戒に当たってきたところです。幸いにも人命に関わる被害はありませんでしたが、家屋の被害として、床上浸水2棟、床下浸水14棟、その他の被害として、土砂及び冠水等に伴う国道321号、県道28号線、市道布立石中村線等の一部通行止めや田畑への土砂流出などの被害が発生しました。被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げるとともに、関係機関と連携を図り、早期復旧に向け取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが5月8日に2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類相当へ移行となりました。3年以上にわたり社会経済活動において多くの制約があったコロナ禍から、今まさに大きな転換期を迎えております。とはいえ、コロナウイルスがなくなったわけではありません。これからは、コロナウイルスとの共存が続くウィズコロナ時代へと移行することになりますが、再びウイルスが変異し、感染拡大の波が押し寄せてくる可能性も否めません。今後におきましても感染動向を注視しつつ、手洗いや換気、人が密集する場などでのマスク着用など、基本的な感染対策に努めてまいります。市民の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

なお、国においては、新型コロナワクチン接種を予防接種法の特例臨時接種として位置づけ、令和5年3月31日まで自己負担なしで実施してきましたが、令和5年3月8日、関係法令の改正により、特例臨時接種期間を1年延長しました。これに伴い、引き続き令和6年3月31日まで自己負担なしで接種できることとなりました。

令和5年度の接種スケジュールにつきましては、5月8日から8月末にかけて実施する春開始接種と、9月以降に実施する秋開始接種があり、春開始接種では、初回接種を終了した65歳以上の高齢者や重症化リスクのある方、医療従事者などの方を対象に追加接種を行い、

秋開始接種では、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象に1人1回追加接種を行います。ただし、65歳以上の高齢者や重症化リスクのある方、医療従事者等の方は、最終接種から3か月以上の間隔を空け、春と秋の2回接種することが可能となっております。

本市におきましても春開始接種は、高齢者等を対象に5月1日から順次接種券を発送し、市内の医療機関において5月15日から個別接種を開始したほか、旧清水保育園を接種会場とした集団接種を5月28日及び6月11日の2回実施し、合わせて733名の方が接種を終了いたしました。

今後も、ワクチン接種を希望される皆様が安心して接種できるよう、引き続き、関係機関と連携を取りながら、ワクチン接種業務を迅速かつ円滑に進めてまいります。

次に、令和4年度の決算状況を報告いたします。

一般会計の歳入総額108億414万円余り、歳出総額105億3,089万円余りで、翌年度繰越財源を除いた実質収支では、2億4,827万円余りの黒字となり、前年度に引き続き、財政調整基金の取崩しをしない決算となっております。

特別会計につきましては、特別養護老人ホームしおさい特別会計が歳入歳出同額の決算となり、その他の特別会計は、全て黒字決算となっております。

今後におきましても、適正かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、御寄附等の報告をいたします。

国際ソロプチミスト幡多様から、図書カード3万円を寄贈いただきました。目的に沿って大切に活用させていただきます。

また、ふるさと元気寄附金として、令和4年度合計で延べ1万3,716名の皆様から、総額1億7,484万9,800円を御寄附いただきました。基金から1億円の繰入れを行い、農地等維持管理事業、国立公園50周年記念事業、学校給食実施・運営事業、観光客誘客促進事業、埋蔵文化財調査事業といった事業の財源として活用させていただきました。

御寄附をいただきました皆様に対し、この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

それでは、御提案申し上げました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第34号は、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）であります。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰の影響を受けている市民への支援事業として、全市民に5,000円分のめじかポイントを付与する費用として6,139万1,000円、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を給付する費用として9,125万2,000円などを計上しております。

そのほかにも、マイナポイント事業として2,500万円、9月以降に実施する新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種に係る事業費4,569万5,000円などを計上しております。

す。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ2億4,606万8,000円を増額補正し、一般会計の予算総額を98億4,076万9,000円とするものでございます。

議案第35号は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類相当へ移行したことに伴い、国家公務員と同様に本市の防疫衛生手当を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号及び第37号につきましては、同一の条例を改正するものでありますが、改正動機が異なるため、動機ごとに議案を提出しております。

議案第36号は、市職員の出退勤等の管理を本年10月から導入する予定の管理システムにおいて、マイナンバーカードを利用して運用できるよう、マイナンバー法の規定に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号は、外国人の生活保護に関するマイナンバーの利用について、マイナンバー法の適用対象外となることから独自利用事務として定めるよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第38号は、本市の保育所及び小学校における園児数及び児童数の推移などを勘案し、保育所及び小学校の適正規模や統合の実施時期などについて、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、消防ポンプ自動車の購入契約に際し、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明は終わります。なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから小休とし、四国市議会議長会表彰状、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達式並びに去る4月1日付の人事異動について、執行部から報告を求めたいと思います。

小休といたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時33分 再 開

○議長（細川博史君） 小休前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」、説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君登壇)

○企画財政課長(横山英幸君) おはようございます。

議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」、御説明をいたします。

歳出から御説明をいたします。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

3款1項8目社会長寿費、18節負担金、補助及び交付金213万円は、当初予算におきまして、あんきな家清水ヶ丘における非常用自家発電装置の設置に係る交付金を計上しているところですが、発電容量を増量するため、交付金を増額するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が交付されることとなっております。

3款3項1目生活保護総務費のうち、12節委託料、生活保護基準改定等システム改修費257万4,000円以外につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給する予算を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として73万5,000円、11節役務費には、案内通知等の送料など108万6,000円、12節委託料には、システム改修費として243万1,000円を計上し、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる世帯数を2,900世帯と見込み、給付金として8,700万円を計上しております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

同じく、12節委託料のうち、生活保護基準改定等システム改修費257万4,000円は、5年に一度の生活保護費基準改定への対応及び、毎月実施している生活保護被保護者に対する調査において、調査項目が追加されることにより、既存システムを改修する費用を計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金2分の1を見込んでおります。

4款1項2目感染症対策費には、新型コロナウイルスワクチンの9月以降(秋開始)接種に係る費用を計上しており、1節報酬から、16ページの、8節旅費までの計280万6,

000円は、会計年度任用職員の雇用期間延長に係る人件費と交通費を計上し、10節需用費及び11節役務費には、事務用品の購入費や接種券の送料などを計上しております。12節委託料には、ワクチン接種料のほか、予約及び接種記録システムの運営経費などを計上し、18節負担金、補助及び交付金900万円は、個別接種を促進するための補助金を計上するもので、個別接種を週100回以上、4週間実施した診療所に対し、1回当たり2,000円の補助を行うものであります。なお、この補助金につきましては、これまでは県が直接補助を行っていましたが、今回から市町村が補助を行うこととなっております。財源につきましては、全額国庫支出金が交付されることとなっております。

17ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費、10節需用費21万9,000円は、浜町農産物集出荷場のシャッター等の修繕費用を計上するものであります。

14節工事請負費52万9,000円は、道の駅めじかの里土佐清水の敷地内に、防犯カメラを設置する費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている事業者を支援する事業に係る予算を計上するもので、原油価格高騰施設園芸緊急支援事業費補助金93万円は、施設園芸従事者に対し、昨年に引き続き、燃料1リットル当たり3円の補助を行う費用を計上するものであります。同じく、肥料価格高騰対策事業費補助金419万9,000円につきましても、昨年に引き続き、農業従事者に対し、肥料コスト上昇額の10%を補助する予算を計上するものであります。

5目畜産振興費、18節負担金、補助及び交付金、配合飼料高騰激変緩和対策事業費補助金126万6,000円は、物価高騰の影響を受けている畜産農家に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、配合飼料コストの一部を支援する費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書を御参照願います。

5款3項1目水産業総務費、10節需用費272万8,000円は、下ノ加江急速冷凍施設と浦尻共同加工施設の修繕費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、燃油高騰対策補助金433万9,000円は、物価高騰の影響を受けている漁業従事者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年に引き続き、燃料1リットル当たり3円の補助を行う費用を計上するものであります。

18ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、7節報償費から11節役務費までの計6,139万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けてい

る市民全員に5,000円分のめじかポイントを付与する費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金2,500万円は、国が実施するマイナポイントの申請期間が9月末まで延長されたことと、マイナポイントとして付与されるポイントを、めじかで希望する方が多いことなどにより、増額するものであります。

6款1項3目観光振興費、22節償還金、利子及び割引料300万円は、令和3年度に実施した観光施設等緊急整備事業に係る県支出金の返還金を計上するもので、当該施設の売却に伴う財産処分により、返還するものであります。

7款1項2目すみよいまちづくり費、18節負担金、補助及び交付金40万円は、地域が実施する部落道や有線放送施設の改修等に対し、補助を行うすみよいまちづくり事業におきまして、4月以降、追加要望があり、緊急性が高い地区からの要望分を今回補正計上するものであります。

9款1項2目事務局費、13節使用料及び賃借料21万6,000円は、ALTが使用する公用車のリース料を計上するもので、既存車両の経年劣化により、廃車処理としたため、計上するものであります。

19ページをお願いいたします。

9款3項2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金102万円は、中学校部活動の各種大会への生徒輸送に係る補助金を増額するもので、昨年までは市のマイクロバスを活用し、運転業務のみを市内事業所に委託しておりましたが、今年度は事業所が運転業務を受託できないこととなったため、市外の事業所からバスを借り上げて大会へ参加させることとしたことに伴い、増額するものであります。

9款5項1目保健体育費につきましては、当初予算に計上している中学校の地域運動部活動推進事業におきまして、クラブの指導者の雇入れの方法などに変更が生じたことなどに伴い、予算の組替えを行うもので、当初は、指導者につきましては、全て、スポーツクラブスクラムで雇用することとしておりましたが、一部、会計年度任用職員で雇用する必要性が生じたことに伴い、予算の組替えを行うものであります。

次に歳入について御説明をいたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

14款1項国庫負担金から、14ページの、15款3項県委託金につきましては、歳出予算の財源といたしまして、補助率などに基つき、計上するものであります。

19款1項1目繰越金703万5,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足分として計上するものであります。

20款4項雑入、21款1項市債につきましては、歳出予算の財源として、計上するもので

あります。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、既定の地方債の借入限度額について変更するものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,606万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は98億4,076万9,000円となります。

以上で、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、議案第35号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第39号「財産の取得について」までの議案5件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 東 直能君登壇）

○総務課長（東 直能君） おはようございます。

今会議に、御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより、御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

議案第35号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり2ページから3ページまでであります。

本案は、令和4年9月会議にて条例改正を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、直接的に感染者と接触する業務等を行う職員、これは消防職員やしおさい職員であります。に対し、国家公務員と同程度の防疫衛生手当の特例の支給を令和4年10月から可能としておりましたが、この特例支給に関し、今年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、それまでの新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から5類感染症に移行したことに伴い、同日付で人事院規則が改正され国家公務員の新型コロナウイルス感染症に係る防疫衛生手当の特例分が廃止されたことに準じ、本市の防疫衛生手当の特例も同様に廃止するため、条例改正を行うものであります。

続いて、議案第36号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案つづり4ページから5ページまでであります。

本案は、今年10月から運用開始を予定している職員の出退勤管理、これは打刻管理や出勤

簿、勤務状況確認であります。それと勤怠管理、勤怠管理の内容としては時間外管理、休暇管理、特殊勤務、代休管理等をシステム処理をする庶務管理システムを導入することを予定しております。このシステムに関し、職員の出退勤の打刻管理を現行のタイムカード、タイムレコーダーではなく、タブレットとマイナンバーカードによる打刻管理に変更することとしており、こうしたマイナンバーカードの利用を行うに際しては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づき条例で規定する必要があることから、今回条例改正を行いマイナンバーカードの当該利用内容を加えるものであります。

続いて、議案第37号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案つづり6ページから8ページまでであります。

本案は、令和6年度から生活保護の医療扶助はマイナンバーと連携したオンラインでの資格確認が導入されることとなり、生活困窮外国人に対する生活保護は生活保護法に準ずる事務として実施しているものの、外国人の生活保護に関するマイナンバーの利用については法的根拠がないため、情報連携を開始するためには、当該事務を独自利用事務として条例で定める必要があり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、市条例に当該事務内容を加える改正を行うものです。

続いて、議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について」であります。議案つづり9ページから12ページまでであります。

本案は、本年5月会議において上程し、御承認いただきました議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1項第4号の条文改正を行った保育所・小学校統合実施プランは、令和3年9月に清水の保育・教育の在り方検討委員会を設置し、保育所及び小学校の適正規模等に関し協議を重ね、最終報告と園児・児童数の推計を基に策定し、6月会議にて上程を行うものであります。

なお、策定プランの内容としては、本市の保育や小・中学校における園児数や生徒数の推移や統廃合の状況、本市の保育所・小学校規模等の適正化に関する事、統合に当たって取り組む事項や統合実施時期となっております。

続いて、議案第39号「財産の取得について」であります。議案つづり13ページであります。

本案は、現在消防本部にて配備中の災害対応特殊消防ポンプ自動車は、平成6年の配備開始から29年が経過し、経年劣化による不測の故障の危険性が増しており、それに伴い消防力及び災害対応力の低下が懸念されていることから車両の更新が必要となり、6月5日に入札を実施し、株式会社藤島が3,947万5,960円で落札したものです。

この財産取得は、予定価格2,000万円以上の動産の買入れのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上につきまして、御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（細川博史君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。  
お諮りいたします。

本日、4番武政健三君から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

この際、「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。  
これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議会運営委員会委員の辞任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番武政健三君の退場を求めます。

（4番 武政健三君退場）

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本件は、申出のとおり、4番武政健三君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、4番武政健三君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

4番武政健三君の入場を求めます。

（4番 武政健三君入場）

○議長（細川博史君） ただいま議会運営委員会委員が1人欠員となりました。

お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会委員の選任の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議会運営委員会委員の選任の件」を議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会の委員には、11番浅尾公厚君を指

名したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番浅尾公厚君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第4、「陳情の付託について」議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月26日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、6月21日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時56分 散 会